

第70回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和4年10月25日（火）14：00～15：30

場所：ユートリー 1階 多目的大ホールA

司 会： 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせていただきます、環境保全課県境再生対策グループの工藤でございます。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に送付させていただいた、次第、出席者名簿、席図
資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4となっています。不足などございませんでしょうか。

それでは、ただ今から「第70回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

本日は、野呂委員がオンラインでの参加となっております。

また、藤原委員の代理といたしまして、大沢治二戸市副市長が出席されておりますことを御報告いたします。

山本委員については、所用のため時間によっては、途中退席となります。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の石坂から御挨拶を申し上げます。

石坂部長： 石坂でございます。

委員の皆様には、御多用の中、本日の会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

午前の現場視察に御参加いただいた委員の皆様につきましては、引き続きの会議となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本年5月に開催いたしました前回の協議会では、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の完了と、令和5年度以降の地下水浄化対策の継続について協議し、委員の皆様の御了承をいただいたところでございます。

来年度以降も地下水浄化対策を円滑に実施していくため、県では、産廃特措法事業に係わる他の自治体や地元の田子町さんと連携し、国の財政支援を強く要望して参りました。

その結果、環境省の来年度予算案の概算要求に産廃特措法と事業完了後に自治体を実施する水処理及びモニタリング等に対する財政支援が盛り込まれたと

ころでございます。

本日は、令和4年環境モニタリング調査結果や跡地整備工事の進捗状況などについて御説明をさせていただきます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会： それでは、議事に移ります。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長： 会長を仰せつかっている末永でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど、石坂部長の方からありましたが、実は、今日、私も朝から一緒に現地の方に行きたいと思っていたんですが、どうしても、今日の午前中、用事がありまして、残念ながら一緒に視察をすることができませんでした。

視察された方々、昨日の6時、ローカルニュースを見ていましたら、田子町は、明日、最低気温が1.5℃という話が出ていまして、これは、午前中、かなり寒いなど思いましたけど、私は、残念と申しますか、行くことができませんでした。行かれた皆さん方は、大変寒い、また朝早くから、大変お疲れ様と思えます。

さて、今回は第70回ということになります。実に20年間やっております、その半分弱を、不肖、私が会長を仰せつかってきたところでございます。委員の皆さん方の積極的な御意見、また県の方の的確な対応がございまして、いよいよこの協議会も大詰めに迎えているのかというふうに思っている次第であります。

また、石坂部長からありましたとおり、5月の協議会の時にも、既に皆さん方に御紹介がありましたけども、来年度以降も地下水浄化対策を継続することとなります。環境省の方も何らかの形において、助成をしていくというふうなことでございますので、また来年度以降、田子の皆さん方に更に安心して、あるいは、山本町長のお言葉を借りますと、納得できるような形において、事態が進行するのではないかなというふうに思っております。

今日、3時半ぐらいを目途にこれから会議が進んで参りますが、忌憚のない御意見をよろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

案件は4つございます。

まず、第1番目に案件の1「令和4年環境モニタリング調査結果」中間報告で

ございますが、これに関しまして、事務局の方から御説明いただきます。よろしく願いいたします。

事務局 : 青森県環境保全課県境再生対策グループの竹谷と申します。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って御説明させていただきます。

私の方から、環境モニタリング調査結果の中間報告といたしまして、令和4年1月から8月の測定結果を資料1-1、1-2、1-3に基づき御説明させていただきます。

それでは、まず、資料1-1を御覧ください。

令和4年1月から8月の水質モニタリングにおいて、周辺河川・湧水等、8地点で調査した結果、全ての地点において、環境基準値を超える値は検出されませんでした。

次に周辺の地下水については、6地点で調査を実施した結果、こちらも全ての地点において環境基準値を超える値は検出されませんでした。

一方、遮水壁内地下水については、36地点で調査を実施した結果、一部の地点において、1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値超過が確認されております。

1,4-ジオキサンの浄化の進捗につきましては、後ほど、資料1-3で御説明いたします。

それでは、2ページ目を御覧ください。

浸出水処理施設、施設停止後においては、浸出水貯留池の水質モニタリング結果についてでございます。

放流水の水質は、いずれの項目も周辺環境に影響が出ないように設定した計画処理水質を下回っております。このグラフに示すとおり、本年6月の浸出水処理施設の運転停止後も放流水の1,4-ジオキサン濃度は、計画処理水質を大きく下回る水準で推移しております。

次に現場内地下水の1,4-ジオキサンの浄化の状況について御説明いたします。資料1-3を御覧ください。

まず、現在実施している浄化対策につきましては、既設の用水井戸から揚水を継続するとともに、注水井戸、大口径注水井戸、注水用横ボーリング及び浸透柵に雪解け直後の本年4月上旬から注水を実施しております。

また、本年4月から現場外の茂市かん水用施設という農業用水確保のために整備された設備から取水の協力を得るなど、注水用水の確保対策を強化しております。

次に1,4-ジオキサン濃度の状況について御説明いたします。2ページ目を御

覧ください。

まず、第65回協議会で了承された現場内地下水の浄化終了要件は枠線内に記載したとおりでございます。4つのエリア、それぞれについて、平均濃度、年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の濃度の年平均値が環境基準値を下回った場合には、揚水による浄化を終了いたします。

そして、全ての観測地点の測定結果が基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には、最終的に浄化終了と判断いたします。

この浄化終了要件の達成状況についてでございますが、第一帯水層については、1,4-ジオキサンの濃度が1年間継続して環境基準値以下となっている観測地点は、12地点中、7地点でございました。

このほか、本年8月の測定値が環境基準値以下となっている地点は3地点でございました。

その一方で、本年8月の測定値が環境基準値を超過している地点は2地点でございました。

県境部及び中央下流部エリアの、エリアの平均濃度の年平均値は、環境基準値以下となっておりますので、こちらは揚水による浄化の終了要件を満たしております。

次に第二帯水層についてです。1,4-ジオキサン濃度が1年間継続して環境基準値以下となっている地点は、23地点中、8地点でございました。

この他、本年8月の測定値が環境基準値以下となっている地点は、7地点でございました。

一方、直近の測定値が環境基準値を超過している地点は、6地点でございました。

第二帯水層、低濃度エリアの平均濃度の年平均値は、環境基準値以下となっており、揚水による浄化終了の要件を満たしておりますが、高濃度エリアの平均濃度の年平均値は、環境基準値を超過しておりました。

また、流末部についても、1,4-ジオキサンの直近の測定値及び年平均値は環境基準値を超過しておりました。

以上の説明をまとめますと、本年8月のモニタリング結果では、流末部を含む36地点中、9地点で1,4-ジオキサン濃度が環境基準値を超過しておりました。

前回の協議会で御説明した、本年4月時点における環境基準値超過の地点数は、16地点でございましたので、今年度実施している地下水浄化対策の効果により、環境基準値を超過している地点の数というのは、減少しております。よって、浄化は着実に進んでいるものと考えております。

今後も注水・揚水の浄化対策を継続して、早期に浄化終了できるよう、引き続き全力をあげて取り組んで参りたいと考えてございます。

御説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、令和4年環境モニタリング調査結果、中間報告でございますが、これに関しまして、竹谷さんの方から御説明いただきました。

これに関しまして、委員の皆様方、御意見、あるいは御質問ございましたらお願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員： 八戸工業大学の鈴木と申します。説明、ありがとうございます。

事前説明、ちょっと受けられなかったもので、何点か、この場で質問させていただきます。

まず、資料1-3ですね。こちらの方を見て、第一帯水層、あとは第二帯水層、これは、エリア平均濃度が環境基準値を満たしたということで、これまで、県の皆さんの取組の成果が、こういう形で現れたということで、敬意を表したいと思えます。

あとは、資料1-2で、ちょっと細かい点になりますけども、確認をさせていただきます。

この資料、後ほど、説明とかありますか。なければ、今、質問したいんですけども。

事務局： こちらは、基本的にデータ集という位置づけです。今回の協議会の中では御説明を割愛させていただきます。

鈴木委員： 分かりました。

まず、10ページですね。ア-10のところです。

ここの地点は、過去に基準を超過したということが何回かありました。今年度の結果を見ますと、いずれも環境基準値以内ということですが、そこで、ちょっとお聞きしたいんですけど。地下水の採水量ってというのはどうでした。十分とれたとか、それとも、やっぱり少なかったのか。ここのところを教えてくださいいただけますか。

事務局： ア-10につきましては、基本的に、モニタリングに必要な採水量を確保できておりました。

鈴木委員： あと、上流部分で工事をやっていると思うんですが、その影響はなかったと考えてよろしいですか。

事務局 : はい。現時点で、8月までの測定結果が判明してございますけれども、今のところ、影響は出ていないというふうに考えてございます。

鈴木委員 : 分かりました。

あとは、22ページになります。

22ページのDW-18とDW-20のところですか。他もちょっと関係あるかもしれませんけども。

ここで、6月のデータから、かなり水質が改善しています。現場で変わったこと、注水量が多くなるとか、何かそういう影響があるんでしょうか。

事務局 : まず、DW-18から説明いたしますと、昨年度、近傍に注水井戸を設置してございますので、その効果で濃度が大きく下がったものと考えております。

次に、DW-20に関しては、第3次評価の際に注水揚水を繰り返すという対策をお示ししてございました。その対策を今年度は、水を十分に確保できておりますので、しっかりとやらせていただきました。その結果が現れているものと考えておりますが、非常に急激に濃度が低下しておりますので、今後、もう少しモニタリング結果の推移を見ていきたいと考えてございます。

鈴木委員 : その注水揚水なんですけども、これは、今もやっているんですかね。

事務局 : はい、注水と揚水を繰り返すという対策をやっております。モニタリングの前には、一定期間、注水はやめて、地下水をしっかり計るという形で対策をしてございます。

鈴木委員 : じゃ、これ、現場が凍結するまでは、繰り返し続けていくと。

事務局 : 現場で凍結により注水ができなくなる、あと、1、2か月かと思えますけども、それまで継続するという考えでございます。

鈴木委員 : 注水揚水が、こういう効果を発揮するというのは、私たちも、何か嬉しいなと思えました。どうもありがとうございました。

末永会長 : ただ今、鈴木委員の方が、4点ほど質問がありましたけども、全て竹谷さんの方でお答えいただいて、御納得いただいたと思っておりますので、その他、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特にございませんか。

それでは、後ほど、また戻っても構いませんので、次の方に移らせていただきます。

2番目でございますが、令和4年度の跡地整備工事の進捗状況について、よろしくお願いたします。

事務局：午前中は現場視察、お疲れ様でした。工事担当をしております、對馬と申します。本日は、よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

案件2の令和4年度跡地整備工事の進捗状況について、資料2に基づき御説明いたします。

今年度実施する跡地整備工事は、令和4年2月に開催した、第68回協議会において委員の皆様にご承りいただき、順調に工事が進んでおります。

(1)、(2)には、現場内外でそれぞれ実施する工事内容をお示ししておりますが、まず、別紙1を併せて御覧いただければと思います。

まず、現場内の工事は、揚水による浄化終了後に現場内地下水を現場外に自然流下させるための準備工を実施しております。

1つ目としまして、鉛直遮水壁付近への縦坑設置工事は、現場内地下水を集水するための集水用横ボーリングを伴う縦坑でございますが、縦坑の設置が9月に完了、現在は、集水用横ボーリングを施工しており、11月までに完了できる見込みでございます。

2つ目としまして、地下水流下設備工事は、集水井戸を連結し、地下水を自然流下させるための通水孔を設置するものですが、遮水壁貫通部以外の通水孔を10月に完了。遮水壁貫通部は、12月までに完了できる見込みでございます。

次に現場内の工事は、浸出水処理施設の撤去と施設撤去後の浸出水の管理などに必要な工事を実施しております。別紙1の2ページを併せて御覧ください。

1つ目としましては、浸出水処理施設の撤去工事ですが、6月に施設の運転を停止し、7月から撤去工事を着手しております。

現場視察に御参加いただいた方には、現状を見ていただきましたが、現在、地下構造物であります基礎杭の引き抜き工事を実施しております。工程どおり、順調に進んでおりまして、令和5年3月までに完了できる見込みでございます。

2つ目としまして、浸出水貯留池の改修工事ですが、防災調整池跡地間の堰堤開削工事、No.1、No.2、貯留池間の仕切り堰堤に大型土嚢による嵩上げ工事を7月に完了し、モニタリング池としての利用を開始しております。

3つ目としまして、浸出水導水管の新設工事ですが、これまで、浸出水処理施設へ流入していた浸出水を貯留池に導水するため、新たな導水管を7月に完了しております。

4つ目としまして、処理水放流管の撤去工事ですが、浸出水処理施設の運転停止後から撤去に着手しております、9月に完了しております。

これらの工事の施工状況や完了後の施設の状況について、別紙2に写真をお示ししております。

各施設の写真になっておりますが、ここでは説明を割愛させていただきます。

2ページを御覧ください。

2ページには、工事計画をスケジュール表でお示ししております。

現場内工事は12月までに、現場外工事は3月までに完了できる見込みでございます。

スケジュール表については、先ほどから説明している内容と重複しますので、割愛させていただきます。

続いて、3の1.4-ジオキサンを分解できる簡易な浄化設備の配備についてです。別紙3を御覧ください。

浸出水処理施設への流入水の1.4-ジオキサン濃度が平成30年2月以降、3年以上計画処理水質を下回っており、将来にわたって計画処理水質を超える確率は、極めて小さいことなどから、令和4年2月に開催した、第68回協議会において、浸出水処理施設の撤去が了承されました。

しかしながら、万が一、浸出水処理施設撤去後に水質が悪化した場合において、放流水質が計画処理水質を超えることを防ぐため、浸出水貯留池を残置し、100日間、貯留可能といたしました。

更に水質悪化が100日を超えた場合でも対応できるよう、1.4-ジオキサンを分解処理できる、簡易な浄化設備を配置いたしましたので、報告させていただきます。

左側に設備の写真を示しております。

本設備は、これまでも浸出水処理施設で行っていたオゾン処理により、浸出水に含まれる1.4-ジオキサンの濃度を低減させるものです。

本設備を浸出水貯留池のすぐ脇に配備いたしました。

資料の2ページ目を御覧ください。

簡易な浄化設備の配備にあたり、試運転を実施し、その性能の有無を確認しております。

試運転の具体的な方法といたしましては、ページ左半分を示したとおり、20 m³の貯留槽に実際の浸出水を入れ、簡易な浄化設備を運転し、1.4-ジオキサン濃度の継時変化を確認いたしました。

右上のグラフを御覧ください。

このグラフは横軸に経過時間、縦軸に1.4-ジオキサン濃度を示しております。御覧のとおり、時間の経過とともに、1.4-ジオキサン濃度が低下しております。

この結果から、浸出水中の1,4-ジオキサン濃度の過去の最大値である0.66 mg/Lを0.5 mg/Lの計画処理水質以下に低減する場合の設備の処理能力を算出したところ、導入した浄化設備の処理能力は、最大200 m³/日となりました。

従って、本設備の処理能力は、注水停止時の現場内からの平均浸出水量である180 m³/日を上回っており、水質悪化時に十分対応できる性能を有していることが実証されました。

水質悪化が発生する可能性は、極めて小さいものの、想定外の事態にも対応できる簡易な浄化設備を配備しておくことで、万が一への対策に万全を期しております。

県としては、今後も引き続き、地元住民の皆様の安全、安心のために最善を尽くして参ります。

以上、案件2の説明でした。

末永会長： どうもありがとうございました。

それでは、これに関しまして、案件2に関しまして、御質問なり御意見、あればと思います。

はい、宇藤委員。

宇藤委員： 簡易な浄化設備を配置していただいてありがとうございました。

先ほども現地で遠くから見させてもらいましたが、これは、いつ頃まで設置しておくんですか。ずっと置いてくださるのでしょうか。

事務局： 宇藤委員の御質問ですけれども、揚水浄化、各エリアの平均濃度を下げている状態で、それまでは、揚水による浄化を続けるということにしています。

揚水した水というのは、浸出水貯留池に溜まっている状況ですので、水質を見ながらということにもなりますけれども、揚水浄化を継続している間は、置いておいてもいいのかなと思っています。勿論、水質のレベルが今よりももっとも下がってくるということになれば、保守だとか、維持費とかもありますので、その辺になったら、また検討したいと考えております。

以上です。

末永会長： 宇藤委員、よろしいですか。

その他、何か。鈴木委員。

鈴木委員： 資料2の(1)現場内の工事について、お伺いします。

CW-5とCW-6の間、この工事が11月から始まるんですね。そこで、工

事の仕方を教えてほしいんですけど。多分、ここは、CW - 5と6の間をコンクリートのヒューム管、これを2条にして、横に2列配置するような形で貫通させると思うんですけども。そこの遮水壁の貫通部分は、どういう仕上がりになるんですかね。

要は遮水壁の部分とヒューム管の貫通部分の間に隙間があくのかどうか。そこから辺のところを教えてください。

事務局 : 今回の通水孔を施工する工事に採用している工法というのは、鋼管さや管工法と呼ばれる工法です。これは、どういったものかと言いますと、ヒューム管で掘り進めていくのではなくて、先にヒューム管よりも大きな口径のもので掘り進めた後にその中にヒューム管を入れて、そのヒューム管と鋼管の隙間を充填剤で充填して固めるという工法になっておりますので、ヒューム管と遮水壁貫通部が直接隙間があくということではございません。

鈴木委員 : 外側に鋼管があって、内側にヒューム管がある二重構造なんですね。

事務局 : そうです。

鈴木委員 : 結果、鋼管とヒューム管の間はセメントミルクを充填するんですね。それで、鋼管と遮水壁の間はどうなるんですか。隙間が空く可能性がある。

事務局 : そうですね。これから施工するので、まだはっきりと言えない部分ではありますけども、おそらく、ぴったり隙間がないということはありませんので、そこは、薬液注入など、地盤を固める工法を併用しながら、施工を進めたいと思っております。

鈴木委員 : 周りに止水剤を注入することができるのかどうか、業者さんにも確認した方がいいのかもしれない。

事務局 : はい、御助言、ありがとうございます。

鈴木委員 : 別紙3、1.4-ジオキサンを分解できる簡易な浄化設備装置ということで検討いただき、ありがとうございます。これ、試運転、今年度行われたものなんでしょうか。

事務局 : 今年度、試運転を実施しております。

鈴木委員： 試運転の期間、0から30って、30時間のみになるんですかね。

事務局： 今回は、30時間の試運転を行ってございます。

鈴木委員： これが、試験用、別紙3の1枚目にあるオゾン発生装置とか、バブル発生装置というのが、実使用のものなのか、試験用のものなのか、区別がつかなくて、これは、実際、使うものでしょうか。

事務局： これは、実際に使うものでございます。

鈴木委員： なるほど。分かりました。

30時間程度の時間をかければ、1,4-ジオキサンが下がるというのは、これは分かりました。

これ、前にもお伝えしたと思うんですけども。こういうオゾンとかと、促進酸化をすると、副生成物というのが、どうしても出てしまうんですね。お伝えしたのは、臭素酸とか、そういう発がん性物質のことなんですけども。そこら辺のモニタリングはされているんでしょうか。

事務局： この臭素酸につきましては、どういった条件で測定すべきなのかというのを今、検討してございますので、もう少し、検討した段階で先生の方に御相談させていただければと思っております。

鈴木委員： ナノバブルって、非常に細かい気泡を水の中に吹き込むということで、滞留時間が長いと思うんですよ。だから、ジオキサンも分解されると思いますし、逆に水の中の有機物と反応して、要は、そういう発がん性物質が新たにできる可能性もありますので、そこら辺の条件設定というものをいろいろ見極めておかなければいけないと思いますので、引き続き検討、お願いします。

事務局： こちらについては、鈴木先生、眞家先生からの御助言をいただき、副生成物等にも十分留意しながら、運転条件等を検討させていただきたいと考えてございます。

鈴木委員： 副生成物は、水道企業団さんで一番気にされていると思うので、水道企業団さんにも御相談ください。

事務局： 御助言、ありがとうございます。

末永会長： よろしいですか。今、事務局からもありましたように、鈴木委員、眞家委員、よろしく願います。古川委員、よろしく願いたと思います。

その他、ありますでしょうか。

さっき、冒頭に事務局の方から山本町長さんが3時ちょっと過ぎの新幹線で御上京されるということで、3時前には退席されるということでもありますので、丁度、ここで切れがいいので、大変恐縮ですが、資料等々はあらかじめお目通しいただいたと思いますので、他のことも含めまして、一言、御意見なり、何かありましたら御発言いただきたいと思います。よろしく願います。

山本委員： 田子町の山本でございます。

様々な対応をしていただきまして、着実に現場から1.4-ジオキササンが取れているということが分かる数字を出していただいておりますので、まだまだその地点は、ありますけども、着実にそれが進んでいるということは、私共、大変心強く思っているところであります。

それから、今年度をもって終わる特措法であります、その次につきましても、より良いお返事がいただけて、なお予算の計上ということが、今、検討されているということは、大変心強いことだと思っております、田子町としましても、しっかりと、県はやっていただけるというお話は前からいただいておりますので、それを財源的にしっかりと補う仕組みを国の方でも考えていただけるというのは、やはり、これまで多くの地域で同様の問題が発生していること、それを国はしっかりとフォローアップするというふうな意思が感じられまして、私たちも安心しているところでもありますし、これにつきまして、どれぐらいそれがかかるのか、どれぐらいのスパンで、確かにこれからの話かもしれませんが、是非、県の方でも、いつごろまでかかるのかというのは、難しい答えだと、前回お聞きした中では聞いておりますので、是非、今度は予測できる範囲というのを更に強化していただいて、終了の時期ということが、しっかりと伝えられて、住民はじめ、安心ができるのではないかと考えております。

この協議会で様々な協議されております内容というのは、非常に私たち、田子町民にとりましても、安心できる内容というのが協議されておまして、心強く思っているところでございます。

今度、田子町の方でも、説明会をしていただく予定は組んでおるところでございますけども、多くの町民がこの県境産廃につきまして、忘れてははいないと思っておりますが、今後の安心できる材料としてということと、地域の様々な自然環境やら営みについて、しっかりと誇りを持てるようにということで、この協議会の方向性と結果というのが、力強く町民に伝えられる機会となればよいと考えているところでございます。

協議会の皆様には感謝を申し上げます。
ありがとうございます。

末永会長： ありがとうございます。

山本委員： ありがとうございます。すみません、忙しいふりをして、今日は退席をさせて
いただきますが、皆様、どうぞよろしくお願ひします。
ありがとうございます。

末永会長： どうも町長、ありがとうございました。

それでは、再開いたします。

それでは、議題の3番目ですね。令和4年度における「環境再生計画」に基づ
く県の取組内容等についてということで、事務局から御説明いただきます。よ
ろしくお願ひします。

事務局： 環境保全課の大西と申します。座って説明させていただきます。

それでは、資料3-1「令和4年度における「環境再生計画」に基づく県の取
組内容等」を御覧ください。

まず、1つ目として、自然再生についてでございます。

(1)の森林整備につきましては、昨年度に引き続き、八戸市森林組合の御助
言をいただきながら、植栽地の管理を行っております。

また、生育状況について、本年8月1日に森林組合に評価していただいたとこ
ろ、ハンノキ、ヤナギ、ヤシヤブシなど、森の形成初期段階に生育の先駆樹枝
の成長が良いと評価を受けました。

また、若干ですが、ツル植物が植樹した樹木に覆いかぶさって日光を遮り、冬
の降雪時に重みで樹木を潰すので刈り取りした方が良いと御助言をいただきま
したので、現場作業時に間をみて、ツル植物の刈り取りを行いました。

続きまして、(2)の現場見学についてでございます。

現場の状況を直接見ていただくため、現場見学の希望に対応しています。下の
表に令和2年度からの見学者数を記載しております。

また、昨年度に引き続き、県のメールマガジンに2か月に1回のペースで見学
希望の案内を掲載しております。

続いて、2つ目といたしまして、地域振興でございます。

青森県の有効活用エリアについては、これまで岩手県との一体的な利活用の
実現可能性を探るため、岩手県における跡地利活用の検討状況等を注視して参

りました。

岩手県では、昨年度から跡地を水素関連産業のモデル地とする可能性調査を行っており、その調査結果が、本年7月に開催された岩手県の協議会で報告されました。

報告された資料の方が、資料3-2となります。資料3-2を御覧いただき、1ページめくって、上の方になりますけども、昨年度の調査結果では、太陽光発電による電力を売電しながら、水素を製造する場合に事業可能性有りということで報告されております。

岩手県では、事業可能性調査を終了し、今年度は事業導入調査を進めている状況となっていると聞いております。

本県としましては、引き続き岩手県の検討状況等を注視しつつ、県独自の跡地利活用の方向性を含め、田子町と随時意見交換しながら検討していきたいと考えております。

また、ウェブアーカイブによる利活用可能な土地情報の発信を継続して参ります。

資料3-1に戻っていただきまして、3つ目といたしまして、情報発信でございます。

(1)のウェブアーカイブについては、協議会の結果や本県の植栽地の定点撮影写真など、情報の公開を継続しております。

(2)の田子町立図書館の資料展示も継続しており、また、(3)の浸出水処理施設撤去に伴い、同施設で展示していた展示パネルについては、本日の現場見学の際に御覧いただきましたが、現場近隣の上郷公民館及び現場事務所の方に移設し、展示を継続しております。

また、(4)の事案紹介等のDVDの貸し出しも継続しております。

4つ目として、移設した展示パネルの状況が分かる写真を掲載しました。上郷公民館については、地域の子どもたちも利用しているとのことで、夏休みに入る前に移設しております。

同公民館で行事がある時には、上郷地区の町民にも見ていただける環境となっております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、案件3、令和4年度における環境再生計画に基づく県の取組内容等についてということで、その中において、岩手県さんの計画といたしますか、プランの構想、それに関しましても御説明いただきました。

これに関しまして、委員の皆さんから御質問をどうぞ。ありますでしょうか。

どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 地域振興のことについてでございます。

今日、現場を見学させていただいて、岩手県の現場の方は、とても行き届いていて、青森県側は、森の再生という様子がよくうかがえました。

それで、青森県と岩手県と同じ場所、繋がりのある場所なので、岩手県さんが実行なさっているようなことに関して、青森県はどのように考えているのかお聞きしたいのが1点です。

あと、展示パネル、現場の事務所にも掲示してくださっておりましたが、あれもいつごろまで掲示していただけるのか、その2点、お伺いしたいと思います。

末永会長： 2つですが、1点目は、私が答えた方がいいな。私、県のエネルギー計画の委員会もやっておりますので、2点目、いつまでパネル等々展示していくのかということ。これは、県の方でいろいろ考えていると思う。

事務局： 現場事務所、いつ撤去になるか分かりませんが、現場事務所がある限りは、現場事務所には展示して参ります。

その後、撤去した後、どこかに移すかは、その時にまた検討していきたいと思えます。

宇藤委員： 再度検討ということで受け止めました。

末永会長： 1点目の質問は、岩手県の水素関連のご質問かと思いますが、岩手県の大沢副市長が来られているので、構想の段階で、水素というのは、グリーン水素とイエロー水素とグレー水素の3種類あるんですが、この計画でいえば、完全グリーン水素です。グリーン水素というのは、要するに再生エネルギー等々を使って、いわゆる水の電気分解により水素を発生させる方法です。子どもの頃やりましたよね。水素と酸素に分かれますよと。あれと同じです。こういうことを日本で今やっているのは、東京電力と山梨県ぐらいです。あと、日立製作所等々の日立グループが福島第一原発の事故があった、その跡地等々に関しまして、そういう計画を持っている。

ただし、今のところ、日本で使う水素、さあどうしようかって言ったら、結局、オーストラリアから運んでくるというのが、一番手っ取り早いというふうな結論になっているんですよ。

従いまして、おそらく副市長さんに御発言いただいた方がいいかもしれないが、なかなかこれは、簡単に、小さな規模でも採算はとれませんし、まだまだ

これからの問題ですね。私も青森県の委員をやらせていただいて、この間も会議がありましたけども、青森県はエネルギー産業振興計画を独自に持っています。そこにおいても、いろいろエネルギー問題を議論しておりますが、水素の問題というのは、かなり後方にあります。

つまり、まずは再エネで風力とか太陽光、これはあります。勿論、青森県は原子力があります。原子力、それから水素、火力、再生エネルギー、これをベストミックス的な形でやりながら、青森県のエネルギー産業を振興させていく。そういう議論であって、水素はかなり後方にあるということだけは確かです。

大沢副市長さん、もし、壮大な構想に関しまして、何かお教えいただくことがありましたら、お願いします。

大沢委員： 御指名いただきましてありがとうございます。本日、市長の代理で参りました副市長の大沢でございます。

水素の関係ですけども、確かに、再生可能エネルギー、特に岩手の県北部は風力のポテンシャルが高いと言われておりまして、それに沿った再生可能エネルギー、風力等で作った余剰エネルギーをどのように有効活用するかという視点での水素だというふうに私の方は捉えておりまして、今、会長がおっしゃったとおり、まだまだ可能性調査の段階ということで、実現までには、かなりの時間、プロセスがかかるんだろうなと思っておりますので、今後の1つのテーマとして、私共は、今は捉えているという状況でございます。

宇藤委員： 恐れ入りますが、特措法が継続できなくなった場合、予算とか、そういうのは、これからどのようにお考えなのでしょうか。

実は、岩手県と青森県と一緒にというか、そういう感じで歩いていくみたいなお話をずっと伺っていましたので、岩手県の方の良い方法があったら、青森県も模倣するものどうかなとか、そういう気持ちで伺っていますけども。

大沢委員： ありがとうございます。

同じエリアでの活用、跡地活用といいますか、そういうことを当然考えていくということは大事なことだと思っております。その特措法の関係も、今、いろいろ会議で御議論いただいている状況があるわけですし、残念ながら、その特措法の期限と跡地利用というのが、なかなかリンクされていないのが現状でございます。岩手県の方はまだ、跡地利用についても、検討段階の域を出ていないという状況というふうに地元の市町村としては捉えておりますので、特措法のことと跡地利用というのは、申し訳ございません、私も責任を持って発言はできないんですが、なかなかリンクしていないというふうに地元の自治体

としては、捉えているという状況でございます。

末永会長： よろしいですか。

水素うんぬんというのは、多分、青森県の方では今までも、岩手県さんの方でそういうことをやっているというのは、前回でも、前々回かな、少し出ましたけども、今、副市長がおっしゃったとおり、可能性調査をやって、これからどうなるか分かりませんし、私の考え方で恐縮ですが、なかなか簡単ではないと思っています。青森県でそういうものに手をあげてやるというのは、これはちょっと無理かなと。これは、私個人の意見ですよ。座長というより、私個人としての意見はそうですね。

もし、県の方で何か付け加えることがあったら、どうぞ。いいですか。私が言っちゃったから。すみません。

いずれにしても、宇藤委員の御発言の基本的なベースにあるのは、岩手県と青森県、歩調を合わせるといいますか、岩手県さんのいろんな再生復興の動きというものを、青森県も十分参考にしながら、ということだったので、今のような御発言が出たというふうに理解はしております。

青森でそういうことができるのか。あるいは、全く違う方法がいいのかということも、また考えていければと思っています。よろしくお願いします。

すみません、私が、出しゃばって言いまして、申し訳ありません。

その他、この議題の3番目に関して、よろしいでしょうか。

どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員： すみません。資料3-1の一番下の方ですけども、県独自の跡地利活用の方向性、ここの点なんですけど。田子町さんと随時意見交換をしながら検討していくとなっています。以前は、この協議会でも跡地利用については、いろいろ意見交換したんですが、これからは、やっぱり町役場さんと県の間での意見交換が、主な検討の場になるんでしょうか。協議会はあまり関与しないということになるんですか。

末永会長： はい、どうぞ。

事務局： 御意見、ありがとうございます。

勿論、地元、田子町さんと意見交換しながら、しかるべき時期にこの協議会等でも御報告・御相談して、アドバイスをいただければというふうに考えております。

ただ、現在は、浄化の方に、当面注力してやっていきまして、終わりといいま

すか、進捗を見極めながら、跡地利用もしかるべき時期がきましたら、そちらの方に徐々にシフトしていきたいと考えております。

鈴木委員： しかるべき時期をどのタイミングで設定するか。

事務局： 現時点では、なかなか申し上げることが難しい状況です。

鈴木委員： 分かりました。ありがとうございます。

末永会長： 私が会長を引き受けてから間もなく、これも盛んに議論されましたが、青森県の場合、まずは森林の再生というふうなことでいって、両方を見ればすぐ分かりますけども、岩手県の方はフラットで、こちらは谷なんです。それにおいて、跡地利用というの、やはり、いくら一体的に考えようとしても、なかなか無理なところがありますので、さっき、山本町長が御発言の中で、県の方で田子町の住民の方々に御説明会を開くということで、そういった時においても、また新しい課題として出されれば、またそれは田子町さんと県の方で十分に練って考え、また、この協議会がしかるべき形において開かれたら、その時に御説明いただくということがよろしいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

その他、よろしいですか。

坂本委員： 議題3に関して、パネル展示、今日、上郷公民館でパネル展示をしているのを見せていただいたんですけど。その他に、現場事務所にもあるそうなんですけども。ちょっと私は拝見して残念な感じがいたしました。

というのは、パネルがただあるだけで、ちょっとあれが、田子の問題が分かるようなものになっているのか、きちんと読んでいただけるかどうかの心配があったのと、田子町立図書館には資料展示があるということなんですけども、それらを含めた教育機関等が田子町に出かけた時に確認できるようなもの、場所というか、スペースの関係もあるんだと思うんですけども。そういうことは、今後、町と協議するなどして、きちんとした記録に残す、教育の資料にするというのは、今後、検討されるものなんでしょうか。現場事務所でもパネルは展示されているということですけども、ああいうのも段々劣化もしてくると思ひますし、そのまま無くなっちゃうと残念だなと思ひまして、ちょっと、今日、あのスペースで、あれを見る、皆さん、見るかもしれませんが、ちょっとしたスペースというのは、残念な感じがいたしましたので、その点、御検討いただけるのであれば。

末永会長： これも、何回か話題になりましたけども、こういうことを二度と繰り返さないためにも、後世にどのような形で承継させていくのか。そのためには、しっかりとした情報発信といいますか、もちろん、展示の在り方、展示の方法等々含めまして必要だということ、これもここで議論されて、県の方もどのような形でいろいろ考えていらっしゃいましたが、今日見た限りでは、なかなかその辺、改良されていないんじゃないかというふうな御意見、あるいは、そこに誘導するまでもなかなか大変じゃないかという御意見だったと。この辺、県の方で何か、今、考えていること、ありますか。これは、町の方といろいろ協議しながらやった方がいいと思うんですが、何かありますか。

事務局： 今の姿、町の方と御相談させていただいた上で、場所等々の問題もございまして、今の形となっておりますが、これで終わるということでは、もちろんなくて、当面、今の形を続けながら、より良い方策がないかというものを、それは町の方とも御相談させていただきながら検討していきますので、御理解いただければと思います。

坂本委員： よろしくお願ひします。

あと、さっきの質問、2番目の議題でちょっとお伺ひしたいんですが、いいですか、戻ってしまって申し訳ございません。

先ほど、ジオキサンを分解処理できる簡易な浄化施設、設備のことで鈴木先生がおっしゃったこと、1つ聞き逃したんですけど。副生成物が出るということで、臭素酸と、あともう1つ、何ておっしゃいましたでしょうか。

鈴木委員： 臭素酸と、あとは、反応性物、それは、未知のものです。いろんなものが反応性物で出る可能性がありますので。

坂本委員： 私は、この書いている資料しか分からなかったもので、先生から教えていただいて、万が一のことだとしても、ジオキサンを分解処理できるという設備が、他に発がん性物質が発生するということを初めて知りましたので、そういうところは、知らされていなかったというのが、1つ気になった点と、水道企業団さんとお話すれば、流れる水には、そういう危ない物質は流れないものなんでしょうか。

鈴木委員： 私が青森県さんに依頼したのは、そういうところも含めて、もう1回、継続して試験、試運転してくださいねっていうお願いをした。今回は、ジオキサンの

濃度が下がる、そこだけの試験で終わってしまっているのです、促進酸化反応という、オゾンを吹きかけて化学物質を分解させるという作用が、水の中に、例えば、臭素とか、有機物が入っていると、やっぱりそこから、化学反応ですので、いろんな生成物が生成されるんですね。ですから、そこに辺も発がん物質、疑われているものもありますので、そこら辺もしっかりとモニタリングして、どういう条件だったら上手くいくのか。そこら辺も引き続き検討してくださいということを私の方からお願いした。

坂本委員： いいお話をお伺いして、その点が知らされていなかったこと、残念だったなと思いました。

鈴木委員： それは、青森県さんに。

末永会長： 竹谷さん。

事務局： 私の方から御説明させていただきますと、基本的には、臭素酸とか、副生成物のことに関しては、今後、鈴木委員と眞家委員、それから古川委員とも御相談させていただきながら、検討させていただきますが、そのうえで、このオゾン処理というものは、特殊なものではございませんで、これまであった浸出水処理施設でも、こういったオゾン処理というのは実施してございました。

したがって、今回、配備した設備が特別なもので、副生成物を発生させる可能性が非常に高いというものではございません。その上での御説明なんですが、これまで浸出水処理施設のオゾン処理運転を実施してございまして、その際には、下流域の方で臭素酸の濃度等を水道企業団さんの方で測定されてございまして、下流の方では、特段問題となったことはございませんでした。基本的に特別なこと、特殊なことをやるというわけではないんですが、今回配備した水処理設備を稼働させる場面があれば、副生成物には十分留意しながら、運転を行いたいと考えてございます。

以上、補足でございました。

末永会長： ありがとうございます。よろしいですか。

坂本委員： ありがとうございます。

末永会長： 宇藤委員、今のに関連してですか。

宇藤委員： 関連してです。

絶対にあり得ないことだという説明をしてくださっていて、更に心配なので、こういう施設を設置したということなのですが、坂本さんとちょっと違って私は心配な部分がございます。

本当にあり得ないという先生の御説明でしたので、なのにどうしてこういうのを実験したりしなきゃならないのか、あり得ないことだったら、あり得ないで通してもらえたら、かえって安心なんですけど。すみません。

事務局： これにお答えしてもよろしいですか。

この設備は、基本的に浸出水処理施設の撤去後においても、現状の水質では、水質が悪化する可能性というのは極めて低くて、それは殆どあり得ないということなんですけども、万が一の万が一、想定外の事態にも対応できるよう、対策に万全を期す意味で、こういった設備を配備させていただいているというふうなことで御理解いただけないでしょうか。

末永会長： いいですか。そういうことですね。絶対というのは、そういう世の中、ありませんから。

それでは、議題の4番目、最後になりますが、移らせていただきます。

令和5年度以降の国の財政支援、これ、最初に部長の方からありましたが、要望状況についてということで、事務局から御説明してください。よろしく願います。

事務局： それでは、案件4の令和5年度以降の国の財政支援に係る要望状況について、資料4に基づき御説明させていただきます。

まず、経緯でございますけども、本年5月に開催された第69回協議会、前回の協議会でございますけども、そこで産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の完了と令和5年度以降の地下水浄化対策の継続について、委員の皆様のお了承をいただいたところでございます。

その際に複数の委員の方から、令和5年度以降の国の財政支援に係る要望状況に関する御質問をいただきましたので、それに応える形でこれまでの国等への要望活動の状況について、御報告するものでございます。

次に国に対する要望の状況についてでございますけども、地元田子町、これは、山本町長に多大な御協力をいただきました。田子町や産廃特措法事業に係わる他県等と連携し、国等に要望活動を行いました。

また、県単独でも、重点施策提案として要望活動を行ってございます。

こうした要望活動の結果、環境省の令和5年度の概算要求に産廃特措法の事

業完了後に自治体を実施する水処理及びモニタリング等に係る費用の3分の1を補助するという内容の財政支援が盛り込まれました。

今後の活動といたしましては、国の財政支援が12月の政府予算案に確実に反映されるよう、自治体負担分3分の2に係る交付税措置を所管する総務省や予算案の審議を行っている財務省に対して、15自治体合同の要望活動を行なう予定でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

県や田子町さんも一緒になって、勿論、これは二戸さんとか岩手県もそうなんです。今年で切れる特措法ですね。その後をどうするかということで、いろいろと御尽力いただきました。滝沢参議院議員も頑張ってくださいと思いますので、上手くいくと思いますが。

勿論、予算委員会でこれから審議されるということでしょうから。

この辺に関しまして、頑張ってくださいということになると思いますが、何かありましたら。

副市長、二戸さんもこういうふうなことでやられているわけですね。

大沢委員： そうですね。県と連携して。

末永会長： ですね。ありがとうございます。

何かありますでしょうか。よろしいですか。

野呂委員、今まで4つ、議題が進んできましたが、何か御意見、御質問があれば、まとめて。

野呂委員： 聞こえてますでしょうか。

オンライン参加で、実は会議の途中、途中、ちょっと聞き取りづらくて、一部分からないところもあったんですが、着実に進捗しているなという認識をすることができました。それと共に、事業期間、全て時間がかかるなというところを再確認したというところがございます。

多分、議論の途中であったと思うんですが、岩手県さんの水素に関しては、これまで岩手県さんの構想があって、それを見守るが一番良いのかなというような感じがしております。設備等、結構、コストがかかるもので、かつ上手くいくのかということ、疑念があるところでもあるので、そういう対応が本県としては現実的なのかなというような印象を受けました。というところが、今日の感想でございます。

末永会長： ありがとうございます。

委員の皆様方、全体を通しまして、何かありましたら。

今日は、特に、議題の3番目でしたでしょうか、そこで鈴木委員の方から御発言があって、あるいは、他の委員から更に御発言がありましたけども、要するに副生成物が出てくる可能性がある。それに関しまして、きちんとモニタリングしながら、どのような形で進めるのがいいか、そういう本格的な稼働をさせた場合、それに関しましては、鈴木委員、眞家委員の両専門委員と、それから古川委員ですね、お三人ともいろいろと御相談して、それで更に田子町の住民の方々にも御説明されたらよろしいのかなと思いますので、事務局の方でよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あと、国の要望事項、これに関しましては、最後にありましたが、これが本当に上手くいけば、多分、来年度以降、地下水浄化を継続する必要がありますので、それをするためにも、ある程度の予算的な措置があれば、それに越したことはないと思いますので、是非、県の方も、更に岩手県さんや同じ課題を抱える他の自治体とも連携しながら、是非、滝沢参議院環境委員長にも、頑張ってやっていただければなと思います。

それでは、あと、この県境問題、これも坂本委員の方からありましたけども、これも、特に田子の方々が、あるいは他から来た方々が一番見やすいところですね、それも、勿論、田子町のどこかに設けてくれると思いますが、その辺の場所の問題、あるいは展示の内容の問題、あるいは、情報発信全体の問題、その辺も、もう一度、ここで十分にいろいろ考慮されながら、より良い方向に持って行ってくださればなというふうなことかと思います。

そういうことで、今日は第70回ということで、丁度、切れ目になったんですが。ほぼ議題はこれで終わりましたけども、何かございますでしょうか。古川委員、何かございますか。

古川委員： ありがとうございます。

先ほど、竹谷さんからお話があったことについて、オゾンを使えば必ず発がん性物質が発生するというのではなくて、そういうふうなことも、勿論、可能性としてはゼロではありませんが、水道でいえば、オゾンの処理というのは、全国的にやっているところが沢山あるんです。特に大阪の方、河川が大分汚れているところは、オゾン処理でちゃんとチェックしながらというふうな形で進んでいます。

田子町の産廃の関係では、企業団として河川等々の水質は、随時チェックをして測定をしております。このとおり、1,4-ジオキサンの数字はまだあるんです

が、徐々に時間をかけながら、確かに下がっていると。ただ、勿論、ゼロじゃない、継続して1年間というふうな条件があるので、まだまだ長いかかるとは思うんですが、そういう意味では、随時、私共も水質、数字をチェックしながらやっているというふうなところで、今の段階では（簡易の浄化設備を）使用していないということだと思います。

それと、あと、特措法が終わっても、引き続き3分の1の補助で水処理モニタリングというふうなところはできると。当然、それを継続してやっていかなきゃいけないので、3分の1とはいえ、非常に大きい補助になるだろうと。

私共も同じ水道管の老朽した場合の更新に補助があるんですが、3分の1、やはり、それがなくなかなか事業が思うように進まないというのがあるので、とりあえずその段階をクリアしながら、このモニタリングも継続するというふうなことで、県の方々、非常に負担かと思うんですが、今後ともよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

末永会長： どうも貴重な事項と県に対する激励といたしますか、ありがとうございました。
慶長委員、何かございますか。今朝も朝早くから行かれたと思いますが。

慶長委員： 私も今日は朝から参加させていただきました。

先ほど、坂本委員さんがおっしゃったように、折角のこういう機会を、やっぱり県民だったり町民だったり、もっと知ってもらいたい、70回までかかってやらないと、環境を戻せないという、それを皆に知ってもらいたいかなと思ひまして、普通の人じゃってという言い方は悪いけど、分かるような展示というか、説明ももうちょっと分かりやすい説明にして、是非、展示したり、皆が学ぶ機会、考える機会が持てるような資料館だったり、そういうものを是非作っていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

末永会長： ありがとうございました。

そういうふうな方向で努力していただいて、なかなか大規模で大変だと思いますけども、よろしく願います。

眞家委員、何か。今日は、後でいろいろとアドバイス等々願いますが、よろしいですか。

一ノ渡委員、よろしいですか。

予定された時間よりも10分ぐらい早いんですが、特段なければ第70回の協議会を終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、マイクを事務局の方にお返しします。

司 会： 以上をもちまして、第70回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

末永会長： どうもありがとうございました。